

平成30年第4回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 平成30年12月6日（木）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成30年12月6日（木）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 津田久美子	2番 江島 高明	3番 山路 善己
4番 前川さおり	5番 井上 容子	6番 竹内 正毅
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 田間 宏紀	教育長 中西 章
会計管理者 東 博明	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 北岡 明
保健福祉課長 藤川 健	産業振興課長 西野 公啓	建設課長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局長 中世古憲司
地域づくり推進室長 里中 和樹	防災対策室長 山口 成人	地域共生室長 奥野 良子
生活環境室長 見並 智俊	監査委員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一	同書記 川口 文香	同書記 上村 文彦
--------------	-----------	-----------

8 議事日程 【議案の上程】

第 1 会議録署名議員の指名

5番 井上 容子 君

6番 竹内 正毅 君

第 2 会期の決定の件 12 日

第 3 諸般の報告 報告第11号 平成30年度定期監査結果報告書

報告第12号 例月出納検査の結果報告について

第 4 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

- 第 5 議案第 7 5 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 7 6 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 7 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 8 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 9 号 平成 3 0 年度一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 0 議案第 8 0 号 平成 3 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 1 議案第 8 1 号 平成 3 0 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 2 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 3 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 4 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 5 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度工事請負契約の締結について

(午前 9 時 00 分 開議)

◎開会の宣告

○議長 (山口 和宏) ただ今の出席議員数は、13 名で定足数に達しております。

よって、平成 30 年第 4 回玉城町議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、町長から定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村 修一 君

○町長 (辻村 修一) 平成 30 年第 4 回玉城町議会定例会開会にあたりまして、挨拶を申し上げます。平素、玉城町政推進に格別のご支援を賜っております。厚くお礼申し上げます。今期定例会でご審議を賜ります内容につきましては、主に、人事案件更に人事院勧告に基づくところの給与条例の一部改正、また、平成 30 年度の各会計の補正予算についてご審議を賜りたいという内容でございます、何卒よろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長 (山口 和宏) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長において

5番 井上 容子 君

6番 竹内 正毅 君

の2名を指名します。

○議長（山口 和宏）次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの12日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの12日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

○議長（山口 和宏）次に、日程第3 諸般の報告をします。

監査委員から、報告第11号 平成30年度定期監査結果報告書、及び、報告第12号 平成30年8月分、ないし10月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ、写しを配布いたしました。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（山口 和宏）次に、日程第4 議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一 君

○町長（辻村 修一）議案第74号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。玉城町固定資産評価審査委員会委員として、上田登美夫氏、松尾昭彦氏、松田幸一氏の任期が満了することになりますが、引き続き、同3名を選任いたしたく、地方自治法、もとい、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。よろしく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上、本案に対する質疑を終了します。

本案については、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「意義なし」と認めます。

これから、議案第 74 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

この採決は、委員ごとに起立によって行います。

まず、上田登美夫氏について、選任することに同意の方は起立願います。

(起立全員)

「起立全員」です。

したがって、議案第 74 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、上田登美夫氏の選任につき、同意することに決定しました。

次に、松尾昭彦氏について、選任することに同意の方は起立願います。

(起立全員)

「起立全員」です。

したがって、議案第 74 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、松尾昭彦氏の選任につき、同意することに決定しました。

次に、松田幸一氏について、選任することに同意の方は起立願います。

(起立全員)

「起立全員」です。

したがって、議案第 74 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、松田幸一氏の選任につき、同意することに決定しました。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第 5 議案第 75 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一) 議案第 75 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員である前川有紀子(まえかわ ゆきこ)委員が、平成 30 年 1 月 22 日をもって任期満了となるため、その後任委員として、玉城町世古 806 番地、北岡久芳(きたおか ひさよし)氏を適任と認め、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山口 和宏) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。
発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。
本案についても、討論を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「意義なし」と認めます。
これより、採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

「起立全員」です。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

本来であれば、ただ今、教育委員会委員に任命されました北岡久芳さんにご挨拶いただくところではありますが、本日都合がつかず来庁できませんので、ご了承願います。

次に、日程第6 議案第76号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一) 議案第76号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期が2年、行政不服審査会の委員の任期が3年とばらつきがあるため、任期を3年に統一するため、所要の改正を行うものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。以上です。

○議長(山口 和宏) 提案理由の説明は、終わりました。

次に、日程第7 議案第77号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について及び、日程第8 議案第78号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一) 議案第77号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する

る条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、国の人事院勧告を考慮し、一般職員の給与改定において勤勉手当の支給月数が引き上げ改正されたことに伴い、町長、副町長及び教育長についても同様の措置を講じたく、所要の改正を行うものであります。なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明をいたさせます。

次に、議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、8月10日に提出されました平成30年人事院勧告に基づき、本町においても職員の給与等について条例の一部改正を行い、国の法律に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。また、併せて給料表体系の見直しも行っております。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明をさせます。よろしく願いをいたします。

○議長（山口 和宏）総務政策課長 中西 元君

○総務政策課長（中西 元）それでは、所管いたします2議案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

条例改正議案 7 ページ、また、条例改正新旧対照表 2 ページをご覧くださいと思います。本条例の改正は、平成 30 年 8 月 10 日付けの人事院勧告において民間の支給割合に見合うよう一般職員の勤勉手当の支給月数が引き上げられたことにより、同様に引き上げを行おうとするものでございます。第 1 条での一部改正は、12 月の期末手当を 100 分の 227.5 から 100 分の 232.5 とし 0.05 月分引き上げをするものでございます。なお、附則第 2 項でこの規定は平成 30 年 12 月 1 日から適用するといたしております。次に、第 2 条での一部改正は、先の 0.05 月分の引き上げを行うことにより期末手当の支給割合が年間 4.45 月となり、6 月と 12 月の支給割合の平準化を図るため、6 月分 12 月分ともに 100 分の 222.5 に改めるものでございます。なお、附則第 1 項でこの規定は公布の日から施行いたしますが、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

つづきまして、議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。条例改正議案 11 ページ、条例改正新旧対照表 3 ページをご覧くださいと思います。本条例の改正は、先の条例同様、人事院勧告において民間企業との給与格差を埋めるために号給表の改正を行うとともに、勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引き上げる勧告が出されたことにより、条例の改正を行うものであります。第 1 条での一部改正は、第 7 条の 2 医師等の資格を持つ職員の初任給の調整が必要な場合の給与月額 414,300 円を 414,800 円に引き上げるものでございます。第 16 条の宿日直手当につきましては、人事院勧告において、所要の改定が行われましたので、同様に普

通宿日直の手当額等を改正するものであります。第 18 条 2 項第 1 項に定める勤勉手当の改正でございますが、平成 30 年 12 月に支給する分につきましては、0.05 月分引き上げ、100 分の 95 にしようとするものでございます。第 2 号は再任用職員の規定で、平成 30 年 12 月に支給する分につきましては、0.05 月分引き上げ、100 分の 47.5 にしようとするものでございます。条例改正議案 12 ページから 32 ページにかけまして、それぞれの職種におけます給料表の改正をするものでございます。なお、附則第 1 条第 2 項でこれらの規定は平成 30 年 4 月 1 日から、第 18 条第 2 項の規定につきましては、平成 30 年 12 月 1 日から適用するとしております。次に、第 2 条での一部改正でございます。条例改正議案 32 ページ、条例改正新旧対照表 4 ページをご覧くださいと思います。第 17 条に定める期末手当の支給月数を 6 月と 12 月で均等するため、100 分の 130 に改め、第 18 条に定める勤勉手当につきましては、先の 0.05 月分の引き上げ分を含めた 6 月、12 月の支給割合を平準化し、100 分の 92.5 にしようとするものでございます。第 2 号の再任用職員につきましては同様に 100 分の 45 に改正をいたしております。また、人事院勧告に伴う改正に併せまして、給料表体系の見直しを行い、行政職給料表におきまして 6 級制から 7 級制へ改正し、これに伴い、級別基準職務表の改正をするものでございます。附則におきまして、この条例は公布の日から施行いたしますが、第 2 条の規定につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）提案理由に説明は終わりました。

次に、日程第 9 議案第 79 号 議案第 79 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）ないし、日程第 14 議案第 84 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長、辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第 79 号 平成 30 年度一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、災害復旧やこれに関連する修繕・工事費用及び平成 30 年人事院勧告に伴う人件費の精査並びに年度末を見込んだ事業精査によるものが主なもので、歳入歳出それぞれ 1 億 7 千万円を追加し、予算総額を 5 億 8 千万円とするものであります。

その主なものとして、歳入については、堅調な町内企業の動向を踏まえ、法人町民税の増額を見込むほか、精査による地方消費税交付金、地方交付税の増額、事業見込みに合わせた国県支出金の増額、ふるさと応援寄附金など寄附金の増額であります。歳出については、各事業において 10 月に実施した組織機構改革および、平成 30 年人

事院勧告を踏まえた人件費等の調整を行っています。

総務費では、ふるさと応援寄附金の増加に伴う積立金の増額のほか、道路区画線設置工事など交通安全対策費を追加しています。

民生費、社会福祉費では、国民健康保険特別会計への繰出金の増額のほか、心身障害者福祉費では事業量の増加により扶助費を増額しています。児童福祉費では、保育士賃金からパート保育士賃金への組み替えのほか、ゼロ歳児の受け入れに伴う給食材料費の増額、今年の台風被害箇所の復旧費用、保育所・児童館のブロック塀診断費用など必要経費を増額しています。

農林水産費では、今年の台風被害による被災農業者向け経営体育成支援事業交付金の新規計上、事業確定に伴う農地中間管理機構協力金の増額のほか、農業集落排水事業特別会計への負担金を計上しています。

商工費では、ふるさと応援寄附金の増加に伴う報償費の増額、魅力発信事業にかかる委託料を増額計上しています。

土木費では、町内各所の道路及び準用河川の維持修繕にかかる経費を増額計上しています。

消防費では、事業精査により減額しています。また、下外城田小学校内防火水槽の修繕及び、台風等警戒体制の配備に伴う時間外勤務手当等の増額のほか、各避難所整備費用、ブロック塀等撤去事業補助金を増額しています。

教育費では、小中学校の修繕料、備品購入費等の増額のほか、小学校整備工事費用を計上しています。また、文化財費において玄甲舎周辺整備に伴う建物補償費を新規計上しています。

災害復旧費では、外城田川災害復旧にかかる工事費用を増額しています。

諸支出金では、水道事業、公共下水道事業会計においては、事業精査により所用の繰出金を増額しています。

なお、詳細は、副町長から説明させます。

次に、議案第 80 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 2 3 8 万 3 千円を追加し、予算総額を 1 4 億 9 千 9 6 8 万 2 千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、出産育児一時金増額等にかかる一般会計繰入金の増額計上であります。歳出では、人件費、出産育児一時金増額等に伴う保健給付費の増額を計上したほか、予備費を減額し調整を行ったものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第 81 号 平成 30 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1

号) について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ718万1千円を追加し、予算総額9千514万4千円とするものであります。

歳入においては、一般会計繰入金及び前年度繰越金の精査による増額、歳出においては、農業集落排水事業費で修正申告に伴う消費税を増額計上したものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第82号 平成30年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号) について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算それぞれ302万9千円を追加し、予算総額を14億2千34万8千円とするものであります。

歳入において、事業交付金等の精査と補助金単価改正による県地域医療介護総合確保基金事業補助金の増額を計上し、歳出においては、主に人件費精査分と、歳入と連動した県補助金増額分を計上したものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第83号 平成30年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号) について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく給与の見直し、人事異動に伴う給与の見直し及び減価償却費等の精査に基づくもので、収益的収入については、1万6千円の減額で、予算総額を3億1千773万2千円とし、収益的支出については、418万6千円の減額とし、予算総額を2億9千678万7千円とするものであります。

また、資本的収入では、36万2千円の増額とし、予算総額を743万3千円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第84号 平成30年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号) について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、過年度消費税修正申告に伴う他会計負担金及び補助金の精査、長期前受金戻入の精査によるもので、収益的収入については、2千693万8千円の増額とし、予算総額を4億6千735万8千円とし、収益的支出では、2千633万2千円を増額し、予算総額を5億8千593万7千円とするものであります。

資本的収入支出とも、人件費の精査により86万円の増額とし、予算総額を5億1千463万9千円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をいたさせます。

以上、何卒よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間 宏紀君

○副町長（田間 宏紀） 議案第 79 号 議案第 79 号 平成 30 年度一般会計補正予算（第 3 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂 浩行君

○上下水道課長（真砂 浩行） それでは、所管します議案第 83 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について及び議案第 84 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）2 議案について、補足説明を致します。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました、ここで暫時休憩します。

（午前 9 時 50 分休憩）

（執行部から追加議案提出のため、議会運営委員会開催）

（午前 10 時 02 分再開）

○議長（山口 和宏） 再会します。

お諮りします。

ただ今、町長より、議案第 85 号 工事請負契約の締結について（平成 30 年国災 7 6 号準用河川外城田川左岸災害復旧工事）が提出されました。

これを日程に追加し、議題とします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

追加日程第 1 議案第 85 号 工事請負契約の締結について（平成 30 年国災 7 6 号準用河川外城田川左岸災害復旧工事）を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一 君

○町長（辻村 修一） 議案第 85 号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。本議案は国の災害復旧事業の採択を受け実施いたします平成 30 年国災 7 6 号準用河川外城田川左岸災害復旧工事につきまして 12 月 4 日、指名競争入札を執行した結果、株式会社 西山組と請負代金 52,272,000 円で請負契約を締結いたしたく、地方自治体第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお詳細は建設課長から説明をいたさせます。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村 元紀 君

○建設課長（中村 元紀） 議案第 85 号の補足説明を申し上げます。議案第 85 号資料を

ご覧いただきたいと思ひます。

工事名につきましては、「平成30年国災76号準用河川外城田川左岸災害復旧工事」でございます。工事場所につきましては、玉城町妙法寺地内で、昨年度議決いただきました、城東団地北側の災害復旧箇所上流側にあたるところでございます。工期につきましては、議会の議決の日から平成31年3月29日までとしてございます。国の繰越承認が得られましたら後は工期末を平成31年6月3日に変更させていただき予定でございます。

入札につきましては、去る12月4日午前10時から開催し、第1回目の入札におきまして株式会社 西山組が52,272,000円で落札いたしましたところでございます。

西山組は昨年の災害復旧事業を受注し、現在の工事を施工中の業者でございます。

予定価格は設計金額と同額で、品質確保のためから最低制限価格を設けております。

工事概要につきましては記載のとおりでございます。復旧延長につきまして32.5m、護岸を大型ブロックにより原形に復旧しようとするものです。また、入札の結果等につきましてはご高覧いただきますようお願いいたしまして説明は省略させていただきます。

また、図面につきましては昨日の全員協議会で配布させていただきましたので添付を省略させていただきます。

以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上で、本案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第85号 工事請負契約の締結について（平成30年国災76号準用河川外城田川左岸災害復旧工事）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第85号 工事請負契約の締結について（平成30年国災76号準用河川外城田川左岸災害復旧工事）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は 全部終了しました。

所報告の追加をさせていただきます。

保育士の人材定着。確保のための職員配置基準と公定価格の抜本的な改善にむけて国に対し意見書提出を求める陳情を机上配布しておりますのでご高覧下さい。

よろしく願います。

明日7日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

(午前10時10分散会)